

適切な意思決定支援に関する指針

医療法人社団 親和会 共立病院

【基本方針】

人生の最終段階を迎える患者が、その人らしい最期を迎えられるよう、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、多職種から構成される医療・ケアチームで、患者とその家族等に対し適切な説明と話し合いを行い、患者本人の意思決定を尊重した医療・ケアを提供することに努める。

【人生の最終段階の考え方・定義】

医師が客観的な情報を基に、適切な治療を行った場合でもその疾患の回復が期待できないと判断し、患者が意識や判断力を失った場合を除き、患者、家族、医師・看護師を含めた医療従事者等の関係者が納得した段階。

【人生の最終段階における医療・ケアの在り方】

1. 医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明に基づいて、患者の意思決定を支援するために多職種からなる医療・ケアチームが患者と十分な話し合いを行う。
2. 意思は変化しうることを踏まえ、患者が自らの意思を伝えられるような支援を、医療・ケアチームで行う。
3. 患者が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等の信頼できる者も含めて患者との話し合いを行う。
4. 医療・ケアチームは、人生の最終段階における医療・ケア行為の開始・不開始、医療・ケア内容の変更・中止等を医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断する。
5. 医療・ケアチームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を緩和し、患者・家族等の精神的・社会的援助も含めた総合的な医療・ケアを行う。
6. 生命を短縮させる意図を持つ積極的安楽死は、本指針の対象としない。

【人生の最終段階における医療・ケアの方針決定支援】

1. 本人の意思が確認できる場合

- (1) 医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明に基づき、本人による意思決定を基本とした上で家族等にも関与してもらい、方針を決定する。
- (2) 時間の経過、心身の状態変化等により患者の意思が変化することを想定し、患者が自らの意思をその都度示し伝えることができるよう支援する。また、患者が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、その時の対応についても予め家族等を含めた話し合いを行う。

2. 本人の意思が確認できない場合

- (1) 家族等が患者の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重して決定する。
- (2) 家族等が患者の意思を推定できない場合には、家族等と十分に話し合い、患者にとって最善の方針を決定する。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、この話し合いを繰り返し行う。
- (3) 家族がいない場合や家族等が判断を委ねる場合は、患者にとって最善と思われる方針を検討し決定する。

3. 認知症等で自らが意思決定をすることが困難な患者の意思決定支援

障害者や認知症等で、患者自らが意思決定をすることが困難な場合は、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」（厚生労働省）を参考に、家族及び関係者と十分に話し合い、できる限り患者本人の意見を尊重した意思決定を支援する。

4. 身寄りがない患者の意思決定支援

身寄りがない患者における決定プロセスは、患者の判断能力の程度や入院費等の資力の有無、信頼できる関係者の有無等により状況が異なるため、介護・福祉サービスや行政等の関り等を利用して、患者の意思を尊重しながら「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」（厚生労働省）を参考に、支援する。

5. 複数の専門家からなる話し合いの場の設置

上記1～4及びまたは以下の場合で意思決定または方針決定が困難である場合は、複数の専門家からなる話し合いの場を別途設置し、医療・ケアチーム以外の者を加えて方針等について助言を得ることを検討する。

- (1) 患者の心身の状態等により医療・ケアチームの中で医療・ケアの内容を決定することが困難な場合
- (2) 患者と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容について合意が得られない場合
- (3) 家族等の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容について合意が得られない場合